

大淀町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大淀町の空家等対策の一環として、空家等の除却を促進し町民の安全・安心と良好な居住環境の確保を図るため、その除却等に要する経費の一部に対し大淀町老朽危険空家等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、大淀町補助金等交付規則（平成25年3月25日規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定するものをいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定するものをいう。ただし、空き店舗や空き事務所・倉庫など居住宅としての使用がないもの、長屋等の集合住宅で、このうち1件（1部屋）でも居住されているものは除く。
- (3) 除却工事 不良住宅である空家等のすべてを解体し、その廃材の運搬・撤去及び処分を行うことをいい、除却後の整地を含む。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、不良住宅で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大淀町内に存する空家等であること。
- (2) 第5条第2項に規定する不良住宅認定を受けていること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定による措置命令の対象となっていないこと。
- (4) 補助対象建築物及びその存する土地等について、その所有関係が明確であり、所有権以外（賃借権を含む。）の権利設定がないこと。ただし、当該権利者から除却工事について同意を得た場合を除く。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象建築物を除却することに正当な権原を有すること。
- (2) 大淀町に納税義務の生じた町税を滞納していないこと。
- (3) 本人又はその世帯構成員全員が大淀町暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、これらと密接な関係を有する者でないこと。

(不良住宅の認定)

第5条 不良住宅の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、あらかじめ、不良住宅認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 不良住宅の位置図及び現況写真（全体及び老朽箇所が確認できるもの）
- (2) 不良住宅の建物等の配置図
- (3) 不良住宅の不動産登記事項証明書等（認定申請や除却に係る権原を確認できるもの、申請日から3カ月以前に発行されたものに限る。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請内容の審査及び実地調査を行い、当該結果を不良住宅認定通知書（第2号様式）又は不良住宅不認定通知書（第3号様式）により、認定申請者に通知するものとする。

3 不良住宅の認定は、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1から別表第3までの住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評点の合計が100以上の建築物とする。

4 前項の規定にかかわらず、補助を受ける目的で故意に破損させたと認められる場合は不良住宅と認定しない。

5 認定申請者が、第2項に規定する通知を行う前に、当該申請を取り下げようとする場合は、不良住宅認定申請取下届（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が行う補助対象建築物の除却工事
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可に限る。）を受けた者又は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者が施工する工事
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等が実施されるもの
- (4) 補助を申請する年度内に当該事業が完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 補助対象者又はその世帯構成員が自ら施工するもの
- (2) 第10条に規定する交付決定を受ける前に契約又は着工をしたもの
- (3) 補助金の交付を受ける目的で補助対象建築物を故意に破損等させたもの
- (4) 補助対象建築物が公共事業に伴う補償の対象となるもの
- (5) この要綱による補助金及び国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けるもの

- (6) 不動産販売、不動産貸付、駐車場運営等を業とする者が当該業を行うためのもの
- (7) その他町長が補助金の対象として不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（建築物及び同一敷地内において付随する工作物の解体、運搬及び処分、立木竹の伐採、運搬及び処分、安全対策や粉塵・騒音対策等に要する経費、並びに除却後の整地に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は国土交通大臣が定める標準建設費のうち除却工事費により積算した額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

2 前項の国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、大淀町老朽危険空家等除却事業補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 不良住宅認定通知書の写し
- (2) 誓約書兼同意書（第6号様式）
- (3) 大淀町税の完納証明書
- (4) 補助対象事業に係る見積書の写し（除却工事等費用の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事等の施工業者の押印があるものに限る。）
- (5) 補助対象事業の施工業者に係る、建設業許可書（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に限る。）の写し又は解体工事業の登録通知書の写し
- (6) 補助対象建築物の不動産登記（全部）事項証明書（所有権等を証明できる書類。補助対象建築物について登記がある場合に限る。）
- (7) 固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書の写し（補助対象建築物が未登記の場合に限る。）
- (8) 共有者全員の同意書又は共有者代表による紛争等が生じた場合の確約書（補助対象建築物が共有の場合に限る。）
- (9) 法定相続人全員の同意書又は法定相続人代表による紛争等が生じた場合の確約書（所有者が死亡しており相続が未了の場合に限る。）
- (10) 権利者の同意書（補助対象建築物に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合に限る。）
- (11) 土地の所有者等の同意書（申請者と補助対象事業を行う土地の所有者等が異なる場合に限る。）
- (12) 建築物の所有者等の同意書（申請者と補助対象建築物の所有者等が異なる場合

に限る。)

(13) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第10条 町長は、前条の規定による申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し大淀町老朽危険空家等除却事業補助金交付
決定通知書(第7号様式)により交付申請者に通知するものとする。この場合において、
町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、大淀町老朽
危険空家等除却事業補助金不交付決定通知書(第8号様式)により交付申請者に通知す
るものとする。

(事業の変更等)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)
は、やむを得ない理由により当該補助対象事業を変更(軽微な変更を除く。)又は廃止
しようとするときは、大淀町老朽危険空家等除却事業変更等承認申請書(第9号様式)
に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
ただし、補助金の増額を伴う変更承認申請をすることはできない。

(1) 補助対象事業の変更内容が確認できる書類

(2) 変更後の補助対象事業に係る見積書の写し

2 町長は、前項の申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めると
きは、大淀町老朽危険空家等除却事業変更等承認通知書(第10号様式)により交付決
定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の審査の結果、不相当と認めるときは、大淀町老朽危険空家等除却事業
変更等不承認通知書(第11号様式)により交付対象者に通知するものとする。

4 第1項に規定する軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の減少とする。

(実績報告)

第12条 交付対象者は、補助対象事業の完了後、速やかに大淀町老朽危険空家等除却事
業実績報告書(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに、
町長に提出しなければならない。この場合において、町長は必要に応じて現場で検査を
行うことができる。

(1) 補助対象事業に係る契約書の写し(補助金の交付決定を受けた後に契約を行った
もので、当該工事を行った解体事業者等の押印があるもの)

(2) 補助対象事業の施工前、施工中、及び施工完了後の状況が確認できる写真

(3) 補助対象事業に係る工事費の請求書(請求明細書を含む。)及び領収書の写し(作
成年月日、施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。明細書は除却
工事等費用の積算根拠や積算内訳が明らかになるもの)

(4) 補助対象事業に伴い生じた廃棄物に関する処分証明書の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該受領した日から14日以内に完了検査を実施し、適正であると認めたときは補助金の額を確定し、大淀町老朽危険空家等除却事業補助金確定通知書(第13号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付対象者は、前条の通知を受けたときは、大淀町老朽危険空家等除却事業補助金交付請求書(第14号様式)を、町長が指定するまでの日に、町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付対象者から前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告)

第15条 町長は、補助金の交付の目的を達するために、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、その補助対象事業の実施について報告を求め、又は必要な指示を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象建築物、第4条に規定する補助対象者、第6条に規定する補助対象事業に該当しなくなったとき。
- (2) 前条に規定する報告の求め、指示に従わなかったとき又は第12条の検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (5) 正当な理由なく補助金交付に係る事務手続きを行わないとき。
- (6) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (7) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還等)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、大淀町老朽危険空家等除却事業補助金返還命令書(様式第15号)により当該補助金の返還の命令を行い、補助金の返還を求めるものとする。

2 交付対象者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。